

障害福祉サービス事業

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援)

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、社会福祉法第76条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）第9条の規定に基づき事業者が説明するものです。

お客様名

様

事業者

株式会社はえみ

訪問介護はえみ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援 重要事項説明書

<令和8年1月1日 現在>

1、事業者の概要

法人名 株式会社 はえみ
所在地 滋賀県彦根市田附町1227番地
代表者名 嶋本 隆道
設立年月日 平成23年 5月 2日

2、サービスを提供する事業所

事業所名 訪問介護はえみ
所在地 滋賀県彦根市田附町1227番地
電話番号 0749-20-4876
管理者氏名 嶋本 隆道

サービス提供責任者（居宅介護・重度訪問介護）
村田和弘、新庄佳美、田中寿子

サービス提供責任者（同行援護）
村田和弘、新庄佳美

事業所番号	居宅介護	2510200336	平成23年6月1日指定
	重度訪問介護	2510200336	平成23年6月1日指定
	同行援護	2510200336	平成26年6月1日指定

(1)事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて、利用者の自立促進・生活の質の向上等を図ることができるようサービスを提供すること等、適切に行うものとします。

(2)通常の実業の実施地域

彦根市・豊郷町・旧能登川町、旧五個荘町、愛荘町、甲良町、多賀町

(3)事業所の職員体制

管理者	事業所の管理	1名
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整、スタッフ管理	1名以上
サービス従業者	居宅支援計画に基づき、サービス提供に当る	2名以上

(4)事務所窓口の営業日および営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで
営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
休業日 日曜日、祝祭日および12/29から1/3まで

(5)サービス提供日およびサービス提供時間

サービス提供日 月曜日から金曜日まで12/29から1/3までを除く
但し、利用者の希望による営業日以外の対応も可能。
(24時間連絡可能な体制をとります)
サービス提供時間 午前8時30分から午後10時までとする。

3、サービスの主たる対象者

(1) 指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ①身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - ②知的障害者（18歳未満の者を除く）
 - ③障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
 - ④精神障害者（18歳未満の者を含む）
- (2) 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- ①身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - ②障害児（18歳未満の身体障害者のみ）
- (3) 移動支援事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- ①身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - ②知的障害者（18歳未満の者を除く）
 - ③障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- ①身体障害者（うち視覚に障害を有する者）
 - ②身体障害児（18歳未満で、視覚に障害を有する児童）

4、提供するサービスの内容

(1)居宅介護計画書の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成します。

(2)サービス内容区分

①身体介護

食事介助（飲食物を口に運ぶ、食事動作の補助）、水分補給、服薬介助、排泄介助（トイレ、ポータブルトイレ、尿器、便器、オムツ、処理）、入浴介助（全身浴、シャワー浴、手浴、足浴、洗髪）清拭、更衣介助、身体整容、洗面介助、口腔ケア、起床・就寝介助、体位交換、見守り、移乗・移動介助、外出介助（買い物、通院等）、その他

②生活援助

調理、配膳、買い物、掃除、洗濯、ベットメイク、衣類の整理・補修、その他

③移動支援

全身性障害のある方を屋外での移動等を援助します。（ガイドヘルプ）

④同行援護

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援及び移動の援護及び排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(3)サービスの提供記録

①サービスの実施ごとに、提供日・内容・実績時間数等を、あらかじめ定めた「訪問介護記録書」の書面に必要事項を記入して、ご利用者様の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

②これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業者に対して保存される提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することが出来ます。

（複写等にかかる費用1枚につき10円は実費を負担していただきます。）

5、利用料金（利用者負担金）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の

基本料金（利用料金表）の1割です。ただし、介護給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

(1) 利用料金表（昼間・基本料金）

身体介護・通院介助（身体伴う）

	単位	(10割)	(1割)
30分未満	255単位	2,641円	265円
30分以上～60分未満	402単位	4,164円	417円
60分以上～90分未満	584単位	6,050円	605円
90分以上～120分未満	666単位	6,899円	690円
生活援助・通院介助（身体伴わない）			
30分未満	105単位	1,087円	109円
30分以上～45分未満	152単位	1,574円	158円
45分以上～60分未満	196単位	2,030円	203円
60分以上～75分未満	238単位	2,465円	247円
重度訪問介護			
60分未満	185単位	1,916円	192円
60分以上～90分未満	275単位	2,849円	285円
90分以上～120分未満	367単位	3,802円	381円
120分以上～150分未満	458単位	4,744円	475円
同行援護			
30分未満	190単位	1,968円	197円
30分以上～60分未満	300単位	3,108円	311円
60分以上～90分未満	433単位	4,485円	449円
90分以上～120分未満	498単位	5,159円	516円

※地域加算（彦根6級地10.36倍）を含んだ金額です。

移動支援（別表）

福祉・介護職員処遇改善加算（I）

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合に、以下加算があります。

加算名	加算額	自己負担額
福祉・介護職員 処遇改善加算 I	上記により算定した額より 居宅介護 41.7% 重度訪問介護 34.3% 同行援護 41.7%	原則として左記金額の1割

訪問介護はえみのサービスは、令和6年6月1日現在、以下の加算が適用されます。

※特定事業所加算（II）

所定単位に100分の10に相当する単位数で請求させていただきます。

※初回加算1月につき200単位 2,072円

※緊急対応加算1回につき100単位 1,036円（月2回を限度）

*尚、これらの加算にはついては、原則として算額の1割が利用者負担となります

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなり、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2)料金の変更

介護給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更いたします。

(3)利用者負担

①利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じ、市区町村長が定めた負担上限額。

②利用者が償還払いを希望する場合や、事業者が代理受領を行わない場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。（償還払い）

この場合、後日、ご利用者が介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

③「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービスの認定を受けていない場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただきます（全額自己負担）。

(4)キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけ利用日の前日までご連絡ください。（急なキャンセルの場合は、キャンセル料を申し受けます）

※ 利用日の前日の営業時間内までに連絡をいただいた場合は 無料です。

※ 利用日の当日3時間前までに連絡をいただいた場合は 500円

※ 利用日の当日連絡の無い場合または訪問時ご不在の場合は 1000円

但し、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(5)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、当事業所の従業員がお伺いする為の交通費の実費が必要です。

また、通院介助、移動支援、同行援護等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費。

(6)その他の費用

サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する「電気・ガス・水道」の費用は利用者の別途負担となります。

(7)利用料金の支払い方法

ご利用月の1日から末日までのご利用者様負担金等の料金の合計額を、翌月10日頃に請求いたしますので月末までに現金及び口座振替にてお支払いください。

6、サービスの利用方法

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。

確認した支給内容に沿って、利用者および家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。

作成した内容を利用者または家族に説明いたしますので確認ください。

利用者の同意を得た上で成案といたします。

受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(1)サービスの利用開始

サービス契約を結び、居宅介護計画作成と同時にサービスの提供を開始いたします。

契約の有効期間は、介護給付費の支給決定期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動更新されます。

適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、保健医療サービス、他の福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2)サービスの終了（契約解除）

①ご利用者様の都合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出ください。

利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することが出来ます

②弊社の都合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書でお知らせいたします。

③自動終了

- ・ 介護給付でサービスを受けていた利用者の支給期間が終了し、その後の支給決定がされない場合。
- ・ 利用者が施設に入所した場合。
- ・ 利用者が死去された場合。

以上の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

④その他

- ・ ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・ 弊社が正当な理由なくサービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合または破産した場合。

以上の場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによりサービスを終了することができます。

- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、利用料金の支払いを督促したにも関わらず7日以内に支払わない場合。
- ・ ご利用者様やご家族様などが、弊社や弊社のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

以上の場合、弊社は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。

7、緊急時および事故発生時の対応

サービスの提供中に、利用者にも容態の変化や事故その他緊急の事態が発生した場合は、速やかに主治医、救急隊に連絡し、必要な処置を講ずるとともに、利用者が指定する連絡先等に連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
-----	-------	--

	連絡先	
ご家族等	氏名	続柄 ()
	連絡先	
	氏名	続柄 ()
	連絡先	

緊急時の連絡先及び対応可能時間	
訪問介護はえみ	所在地 滋賀県彦根市田附町 1227 番地
	T E L 0749-20-4876
	受付時間 8:30~17:30 (左記以外は転送電話にて対応)

8、虐待の防止について

- ①虐待を防止するため従業者の人権意識・知識や技術の向上に努めます。
- ②倫理綱領・行動規範等を作成掲示し従業者に周知徹底します。
- ③研修を通して、従業者の人権意識の高揚および従業者の知識や技術の向上を図ります。

9、苦情・相談の受付

(1)当事業所に対する苦情・相談

- * 苦情受付窓口 管理者 嶋本 隆道
- * 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- * 電話番号 0749-20-4876

(2)苦情・相談の対応

- ・苦情・相談があった場合、ご利用者様の状況を詳細に把握するよう状況の聞き取り等を実施し、事情の確認を行います。
- ・苦情・相談受付担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い対応いたします。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への調整を行うと共に、ご利用者様へは必ず対応方法を含めた結果をご報告いたします。
- ・当事業所において処理し得ない内容については、行政機関の苦情・相談窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法をご利用者様の立場に立って検討し対処いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

彦根市障害福祉課	0749-27-9981
東近江市障害福祉課	0748-24-5640
豊郷町保健福祉課	0749-35-8116
愛荘町障がい福祉課	0749-42-7691
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-522-2651
甲良町役場保健福祉課	0749-38-3314
滋賀県社会福祉協議会	077-567-3920
多賀町役場福祉保健課	0749-48-8115
滋賀県運営適正化委員会	077-567-4107

(あんしん・なっとく委員会)

10、非常災害時の対策

非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の居宅介護事業所との連携お

よび協力を行う体制を構築するよう努めます。

11、その他

(1)賠償責任

事業者はサービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様にその損害を賠償いたします。

(2)トラブルの回避

*訪問介護員は、金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。生活援助として行う買い物等に伴う小額の金銭の取り扱いは可能です。

*訪問介護員は介護派遣制度上、利用者の介護や家事準備等を行うこととされています。ご家族の方の食事の準備等それ以外の業務については、サービスの対象外となりますのでご了承ください。

*ご利用者様が、訪問介護員の交代を希望される場合には、出来る限り対応いたしますので、サービス提供責任者までご連絡ください。

*訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます

本書面により重要な事項を説明いたしました。

事業者

住 所 彦根市田附町1227番地

法 人 名 株式会社 はえみ

説 明 日 年 月 日

説 明 者 役職

氏名

印

私は本書面により、サービスの重要な事項について説明を受けました。

年 月 日

お客様 住 所

氏 名

Ⓜ

代理人 住 所

氏 名

Ⓜ